

2025年度に、国内の大学・短期大学・専修学校（専門課程）または海外大学に進学予定の奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、別冊「申込みのてびき」をよく読んで申込みを行ってください。
また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、貸与奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金（借入金）は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。あなた本人が、将来、返還していく義務を負います。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先延ばしにする制度等があります。

※ただし、収入等の基準を満たした場合に限ります。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要な「入学金」等には利用できません。大学等への進学前に入学金などまとまった資金の準備が必要になる場合には、「給付・貸与奨学金早わかりガイド」の該当ページをご参照ください。

【国内大学等】給付奨学金と貸与奨学金を併せて受ける場合

国内大学等へ進学する場合は、貸与奨学金と給付奨学金は併せて利用することもできます。ただし、給付奨学金と第一種奨学金を同時に利用する場合は、第一種奨学金の利用額が制限されます（これを併給調整といいます）。詳しくは5ページを確認してください。

【海外大学】第二種奨学金（有利子）のみ利用できます

海外大学へ進学する場合は、第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金のみ利用できます（31ページ）。

目次

奨学金制度	奨学金の手続き
①貸与奨学金の種類 2	①申込みから返還完了までの流れ 20
②貸与対象校 3	②採用候補者決定後の手続き 21
③貸与金額 4	③進学後の手続き 23
④申込資格 6	④奨学金貸与中～返還中の手続き 24
⑤選考基準（学力基準・家計基準） 7	資料
⑥奨学金の貸与と返還 11	①奨学金に関する事項の選択・変更 25
⑦保証制度の選択 12	②奨学金の返還例 26
⑧利率の算定方法の選択 14	③機関保証制度の仕組み 27
⑨返還方法の選択 15	④保証料（目安） 28
⑩返還が難しいとき 16	⑤保証委託約款 30
⑪個人情報情報の取扱い 18	
海外大学への進学	
海外大学への進学を希望する方へ 3	海外大学での奨学金利用上の注意点 31

【本冊子の用語】

- あなた 奨学金を申し込む生徒本人
予約採用 進学前に募集する採用方式
高等学校等 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）
大学等 大学、短期大学、専修学校（専門課程）
生計維持者 あなたの生計を維持している人で原則としてあなたの父母（詳細は10ページ）
採用候補者 予約採用を申し込んで選考に通った人
社会的養護を必要とする人
- JASSO 日本学生支援機構
在学採用 進学後に募集する採用方式

満18歳となる前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※2 高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

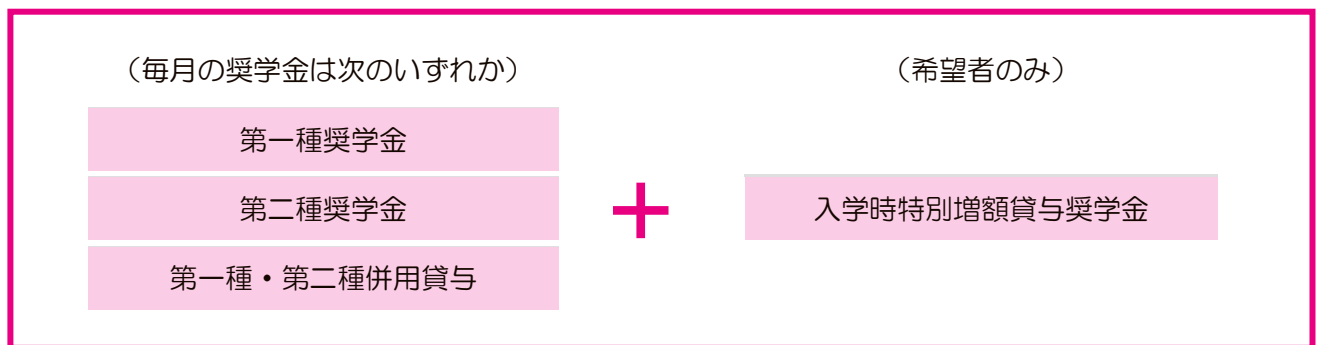
1. 貸与奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法	貸与期間
第一種奨学金	利子なし	原則として毎月1回振込み	2025年4月分から卒業する (修業年限の終期) まで
第二種奨学金	利子あり		
入学時特別増額貸与 奨学金	利子あり	上記奨学金の 初回振込時 に1回限り振込み ※入学時特別増額貸与奨学金のみの単独利用 はできません	(1回の振込みで終了)

※奨学金は、**進学後に振込みが始まります**。進学前に必要な「入学金」等には利用できません。

※進学前に必要な「入学金」等については、「国の教育ローン」や労働金庫の「入学時必要資金融資制度」をご参照ください(詳細は21~22ページ)。

2. 利用可能な組み合わせ



- ① **国内大学等へ進学する場合、第一種奨学金と第二種奨学金を併せて利用することができます。**第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを**併用貸与**といいます。
併用貸与の場合、貸与総額(返還総額)が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。利用する場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。
- ② **国内大学等へ進学する場合、貸与奨学金と給付奨学金を併せて利用することもできます。**ただし、給付奨学金と第一種奨学金を同時に利用する場合は第一種奨学金の利用額が制限されます(これを併給調整といいます)。詳しくは5ページを確認してください。
- ③ 入学時特別増額貸与奨学金は毎月の奨学金と併せて進学後に貸与を受けることができますが、給付奨学金のみと併用、又は単独で利用することはできません。
- ④ JASSOにおいては、JASSOの奨学金と他団体の奨学金との併用を認めています。他団体側が認めていない場合があります。併用を検討されている方は必ず該当団体に確認してください。



入学時特別増額貸与奨学金の利用条件 (詳細は21ページ)

入学時特別増額貸与奨学金は、**日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与**します。

- 日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を**申し込みなかった世帯の生徒**は対象外です。この場合、入学時特別増額貸与奨学金は利用できません。
- 予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
- 「国の教育ローン」と「入学時特別増額貸与奨学金」を併願する場合、「国の教育ローン」が採用されたら、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくことになります。

予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校は、次の表のとおりです。貸与対象が「○」の学校種別・課程であっても、貸与対象となるのは、正規の学籍で在籍する場合に限ります（「科目等履修生」「聴講生」「正規課程でない職業訓練生」等は対象外です）。

（表内の記号の意味）・・・ ○：貸与対象 ×：貸与対象外

学校種別・課程		予約採用	(参考) 在学採用
大学・短期大学		○	○
	通信教育課程・放送大学	×	○(※2)
	別科(※3)	○	○
専修学校(専門課程)(※1)		○	○
	通信教育課程	×	○(※2)
高等専門学校		○(※4)	○

(※1) 専修学校についてはJASSOのホームページに学校一覧を掲載していますので、参考にしてください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/shikaku/senshu_gakkalist.html



(※2) 通信教育課程・放送大学については、スクーリングの実施時期等により取扱いが異なりますので、進学予定先の学校に確認してください。

(※3) 助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師、養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽もしくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限り対象となります。

(※4) 高等専門学校は、4年次に編入する場合のみ予約採用の対象になります。



大学の付属施設、専修学校の高等課程・一般課程、高等学校の専攻科・別科、その他の学校（下記参照）へ進学する場合は対象外です。

(例) 自治医科大学（医学部）、学校教育法によらない学校（語学学校、職業訓練校、防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、警察大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校、予備校等）

～ 海外の大学(※)への進学を希望する方へ ～

この冊子の本編では国内の大学等に進学する人向けの内容になっていますので、海外大学に進学した場合、進学後の取扱いが異なることがあります。海外の大学での奨学金の予約を希望する人は、本冊子の31～34ページに掲載している利用上の注意点をまとめた資料を併せて確認してください。

なお、予約採用に申し込み、第二種奨学金の採用候補者となった場合には、海外の大学へ進学後に所定の手続きを行うことで、海外大学用の奨学金（第二種奨学金（海外））を利用することができます。

(※) 海外大学日本校（31ページ参照）を含みます。

1. 貸与金額

奨学金の種類等		進学先		大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立（注1）		私立			
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学		
第一種奨学金	最高月額 （注2）	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円		
	最高月額 以外の月額		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円		
		30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円		
第二種奨学金 （注3）		20,000円～120,000円から10,000円単位で選択									
入学時特別増額 貸与奨学金 （注4）		100,000円～500,000円から100,000円単位で選択									

（注1）専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注2）第一種奨学金「最高月額」の利用には、併用貸与の家計基準（8ページ）を満たしている必要があります。

（注3）申込時に選択した貸与月額、進学時に提出する「進学届」にて変更できます（25ページ）。

（注4）労働金庫が実施する「入学時必要資金融資」（22ページ）を利用する場合、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の希望金額が、労働金庫からの融資の上限となります。

自宅通学・自宅外通学について

- ・「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります）。
- ・「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。ア～オに該当しないことや家賃を支払っていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

- ア. 実家（生計維持者いずれの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

2. 第二種奨学金の増額貸与

下記課程を履修する人で第二種奨学金の貸与月額を12万円で選択した場合、増額を受けることができます。

進学先	増額
私立大学の医学・歯学の課程	4万円増額（12万円 + 4万円 = 月額16万円）
私立大学の薬学・獣医学の課程	2万円増額（12万円 + 2万円 = 月額14万円）



進学時に提出する「進学届」（23ページ）にて増額の手続きを行います。

【給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料等減免を受ける人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます（これを併給調整といいます）。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。

なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は諸規程の規定に基づき貸与終了後の返還と併せて返還していただく場合があります。

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	26,500円 (20,000円、31,400円)	23,100円	29,800円 (20,000円、38,700円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円 30,000円 44,500円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	29,500円 (20,000円、34,400円)	26,100円	20,000円、30,400円 (20,000円、36,300円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円 30,000円 47,000円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、34,200円 (20,000円、39,100円)	20,000円 30,800円	20,000円、31,100円 (20,000円、37,000円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円 30,000円 47,700円

(注1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、「居住」にかかる費用（家賃）を払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注2) 夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は、JASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

(注3) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の規定に基づき、貸与終了後に返還することになります。

(注4) 併給調整がされない通常の貸与月額については、4ページをご確認ください。

2025年度に大学等へ進学する人で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する人が申し込みます。

（１）2025年3月に高等学校等（本科）を卒業予定の人

（２）高等学校等（本科）を卒業後2年以内の人

（注1）2024年の秋季に卒業予定の人も対象になります。

（注2）高卒認定試験合格（見込）者も対象になる場合があります。JASSOのホームページにてご確認ください。

（注3）**外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限**があります（下記参照）。

外国籍の人の申込資格

外国籍の人は、次の（１）～（６）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

在留資格等（※１）	在留資格等以外の条件等
（１）法定特別永住者（※２）	
（２）永住者	
（３）日本人の配偶者等	
（４）永住者の配偶者等	
（５）定住者	将来永住する意思がある人
（６）家族滞在	次の①～④の条件をすべて満たす人 ①日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国した人（※４） もしくは日本国の小学校を卒業した人（※５） ②日本国の中学校を卒業した人（※６） ③日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人（※７） ④大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード（もしくは特別永住者証明書）のコピー」の提出が必要です（※３）。

（※１）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。

（※２）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

（※３）在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」の人であり、申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。

（※４）在留資格が「家族滞在」の人は出入国在留管理庁より取得した日本国への出入国記録に関する証明書類の提出が必要です（提出方法については「申込みのてびき」31ページを参照してください）。

（※５）学校教育法第1条に規定する小学校をいい、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含みます。

（※６）学校教育法第1条に規定する中学校（夜間中学を含む。）をいい、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含みます。

（※７）学校教育法第1条に規定する高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む。）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部のほか、高等専門学校3年次修了者、専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のものに限る）、高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者も含みます。



①上記以外の在留資格の場合（「留学」や「特定活動」等）は**申込資格がないため採用されません。**

②申込資格のない在留資格の人が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、貸与を受けることができません。

③進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

高等学校等は、奨学金を希望する人のうち、JASSOが定める学力基準を満たす人を推薦します。

JASSOは、推薦された人が学力・家計等のすべての基準を満たすことを審査し、基準を満たす人を採用候補者として決定します。

1. 学力基準

奨学金の種類	基準
第一種奨学金 (併用貸与を含む)	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で 3.5以上 である
第二種奨学金	(以下のいずれかに該当) <ul style="list-style-type: none"> 高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められる 大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる

※高卒認定試験合格（見込）者は、高卒認定試験の合格をもって上記の学力基準を満たすものと認められます。

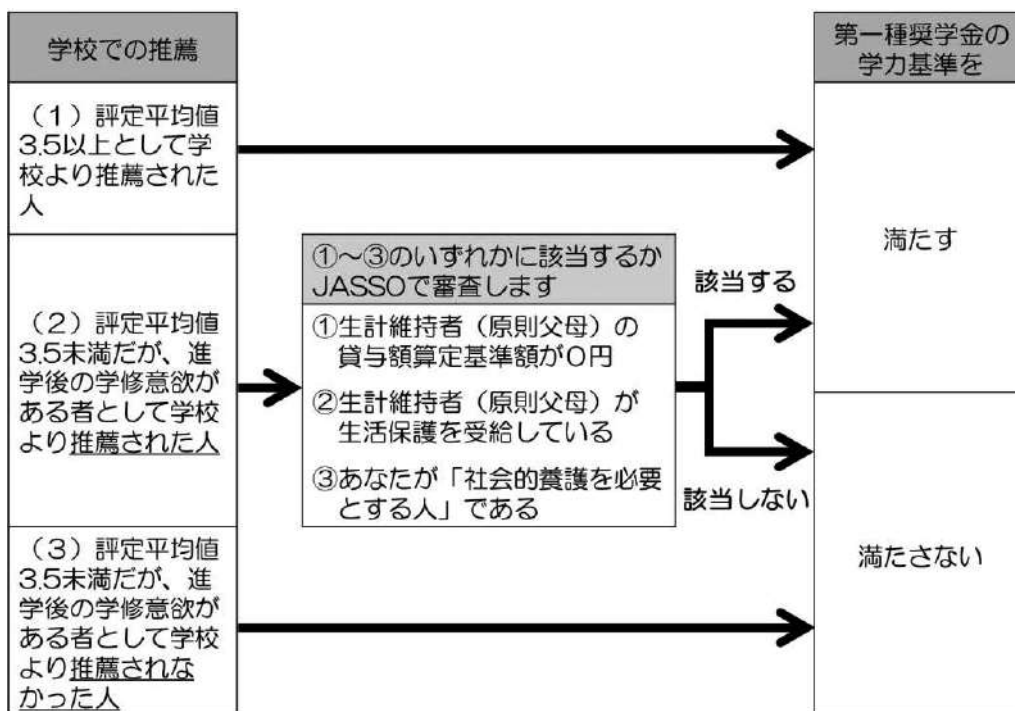
【第一種奨学金の学力基準の緩和（経済的に極めて修学が困難な方が対象）】

第一種奨学金は、評定平均値が3.5に満たない場合であっても、次の①～③のいずれかの条件に該当し、かつ、将来社会で自立し、及び活躍する目標をもって進学しようとする大学等における学修意欲（※）がある者として学校から推薦されれば、学力基準を満たすものとして扱います。

- ①生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額（※次頁参照）が0円である
- ②生計維持者（原則父母）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受給している
- ③「社会的養護を必要とする人」（1 ページ）である

※学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。

第一種奨学金 学力基準の判定について（イメージ）



①～③の条件に該当するかどうかは、提出されたマイナンバーや書類等に基づき、JASSOにて審査します。

2. 家計基準

生計維持者（10ページ）について、次の基準に該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

希望する奨学金	家計基準（※1）
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること
第一種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること

（※1）収入については、2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。申込後に減収（失業等）があっても状況を鑑みることはできません。

（※2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2} - (\text{多子控除})^{\star 3} - (\text{ひとり親控除})^{\star 4} - (\text{私立自宅外控除})^{\star 5}$$

- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。
（ふるさと納税、住宅ローン控除の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は、家計の基準基準の判定に影響しません。）
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。
- ★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。
扶養している子どもの人数は住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい人数を適用します。
（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3-2）人×40,000円＝40,000円となります。
- ★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- ★5 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学（4ページ）の場合に22,000円を控除します。進学前の予約採用の審査においては適用されないため、一律0円となります。

家計基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おきください。



【課税（所得）証明書を取得して調べる】

市区町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に貸与額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。



【参考】収入・所得の上限額の目安



- ・表中の数字はあくまで目安です。家計基準は2023年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。
- ・第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを併用貸与といいます（2ページ）。併用貸与の基準を満たしている場合、第一種奨学金の最高月額を選択できます（4ページ）。
- ・海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる書類の提出が必要です。詳細は、「申込みのてびき」33～36ページをご確認ください。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	あなた、親①（ひとり親）（★）	761	1,166	706	546	893	500
3人	あなた、親①（★）、親②（無収入）	716	1,113	661	536	879	489
4人	あなた、親①（★）、親②（★※）、中学生	803	1,250	743	552	892	506
5人	あなた、親①（★）、親②（★※）、中学生、小学生	905	1,334	841	629	958	585

※親②は、例として、（★）が給与所得者の世帯の場合（左表）は収入300万円、（★）が給与所得者以外の世帯の場合（右表）は所得200万円としています。

「猶予年限特例」について

猶予年限特例とは、家計状況の厳しい世帯の生徒が無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた場合、本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により、特例として年限（猶予を受けることができる期間）の制限なく返還期限猶予を受けることができる制度です。

本制度の適用条件は JASSO のホームページにてご確認ください。



貸与奨学金に関するよくある質問

Q1. 第一種奨学金と第二種奨学金とを併せて受けることは可能ですか。

A1. 第一種奨学金と第二種奨学金を併せて借りることを「併用貸与」といいますが、審査の結果、併用貸与の基準を満たさない場合は借りることができません。

なお、併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。利用する場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

Q2. JASSO 以外の団体等の奨学金制度と併せて JASSO の奨学金制度を利用することはできますか。

A2. JASSO においては、他の奨学金との併用は認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、併用を希望する奨学金の実施団体に確認してください。

このほかにも JASSO ホームページによくある質問を掲載しています



生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」、「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）・無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	あなたが社会的養護を必要とする人（1ページ）に該当する場合	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を後日求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

1. 奨学金の貸与方法

貸与奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください（奨学金振込口座の名義人氏名と本人のカナ氏名が同一であることが必要ですので注意してください）。なお、給付奨学生と貸与奨学生に同時に採用された場合、奨学金の種類ごとに振込口座を分けることはできません。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」(23ページ)の提出時期により異なります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・進学届の提出時期については、進学先までご確認ください。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

2. 奨学金の返還方法

貸与終了時に指定した口座から毎月の振替（引落し）となります。

振替日は毎月27日（27日が金融機関の休業日のときは翌営業日）です。初回振替月は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）です。

奨学金貸与・返還シミュレーション

申込みの前に、JASSOのホームページで貸与額と返還額のシミュレーションをしてみましょう。奨学金の種類、貸与月額、利率など様々な条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



奨学金の返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。

詳しくはJASSOのホームページにてご確認ください。

①地方公共団体による奨学金の返還支援



②企業による奨学金返還支援（代理返還）



奨学金の貸与を受けるためには、申込時に保証制度を選択する必要があります。

保証制度には、「機関保証」と「人的保証」の2つがあり、**申込時にいずれか1つを選択します。**



- どちらを選択しても、奨学金の貸与を受けた**あなた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。**
- 申込時に選択した保証制度は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます（25ページ）。ただし、進学届で「機関保証」を選択した場合は、その後「人的保証」に変更することはできません。

1. 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受け
る制度です。保証を受けるためには一定の保証料の支払いが必要となり、原則としてJASSOが**毎月の奨学
金の貸与額から保証料を差し引いた金額をあなたの口座に振り込みます**（保証料は、奨学生として採用さ
れた時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。

このほか、JASSOがあなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の
連絡先**」となる人を指定する必要があります。

※機関保証を選択している場合でも、奨学金は保証料分を含めて貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。
※第一種奨学金の返還方式を「所得連動返還方式」（15ページ）とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。



- 機関保証制度の詳細・保証料の目安は27～29ページをご確認ください。
- 万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることとなります。

2. 人的保証制度

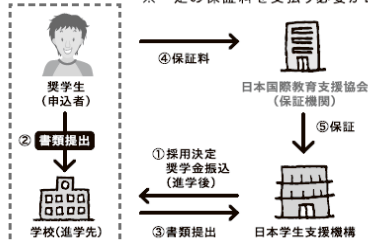
人的保証とは、JASSOが定める選任条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について**連帯
保証人及び保証人**を引き受けてもらう制度です。



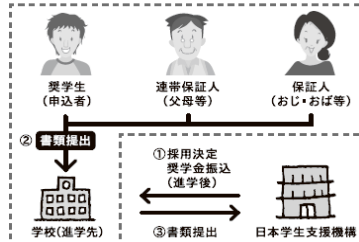
- 連帯保証人及び保証人は、進学後に提出する「進学届」（23ページ）にて選任します。申込時には選任しません。
- 人的保証制度を選択した場合は、進学後「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります（23ページ）。
- 連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たさなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。
- 連帯保証人は、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- 保証人には、「分別の利益」等が適用されます（連帯保証人には適用されません）（13ページ）。

機関保証制度（保証機関に連帯保証を依頼）

※一定の保証料を支払う必要があります。



人的保証制度（連帯保証人と保証人が必要）



【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】

人的保証を選択した場合、「進学届」(23ページ)提出時に、次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任します。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
<p>【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。</p> <p>【選任条件】 あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※)</p>	<p>【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります(「分別の利益」)。また、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき(「検索の抗弁権」)、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます(「催告の抗弁権」)。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。</p> <p>【選任条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① あなたの父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。(※) ⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※)
連帯保証人、保証人に共通の条件	<ol style="list-style-type: none"> ① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

(※) これらの条件を満たさない場合でも、次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

【代替要件】※上記の選任条件を満たさない場合のみ必要

連帯保証人は「4親等以内の親族」の条件を満たさない場合、保証人は「4親等以内の親族」又は「65歳未満」のうちどちらか一つでも条件を満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

証明書の詳細は、進学後、「返還保証書」を確認してください。(機構ホームページ掲載)

	条件	証明書類(コピー可)
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等(注1)(注2)
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等(注2)
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1(海外大学の場合は3分の1))	預貯金残高証明書、取引残高報告書(評価額の方分かるもの)(注3)
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1(海外大学の場合は3分の1))	固定資産評価証明書(注3)

(注1) 年金収入は給与として取り扱います。

(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。確定申告書(控)は納税署の受付印があるもの。電子申告の場合は、確定申告書に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」又は「即時通知」を添付ください。

(注3) 誓約日(返還誓約書に印字される日付)から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

※条件を満たすことが明確ではない場合、代わり又は追加の証明書(登記事項証明書(全部事項証明書))が必要となることがあります。

上記のA～Cを組み合わせると貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	(預貯金残高 \div 16年(注4)) + 年間収入(注5) \geq 320万円(注6)
A+C	(固定資産の評価額 \div 16年(注4)) + 年間収入(注5) \geq 320万円(注6)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1(海外大学の場合は3分の1))
A+B+C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) \div 16年(注4) + 年間収入(注5) \geq 320万円(注6)

(注4) 16年は平均返還予定年数。

(注5) 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

(注6) 320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で、給与所得もあるときは、年間所得金額(年間所得 \geq 220万円)により判断してください。

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。ただし、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子となります。

1. 利率の算定方法

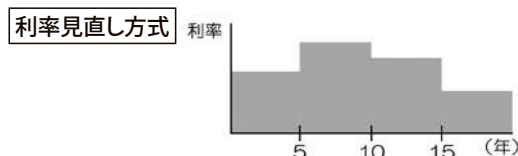
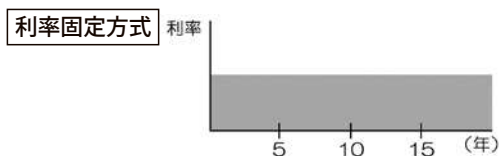
次の2つのうち、いずれか1つを申込時に選択します。なお、申込時に選択した利率の算定方法は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます。(25ページ)

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した返還利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した返還利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い返還利率も変わります(将来、市場金利が上昇(下降)した場合は、貸与終了時の利率より高い(低い)利率が適用されます)。

2. 利率

利率は、JASSOが奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率(※)が適用されます。ただし、年3.0%が上限であり、年3.0%を超えることはありません。

(※)「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せて機構が債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます。



最新の利率について

JASSO ホームページにて最新の利率を公開しています。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/2007ikou.html



3. 増額貸与を受けた場合の利率

増額貸与(※1)を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額(増額以外の部分)に係る利率」と「増額部分に係る利率」をそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

- 基本月額に係る利率 上記2. による利率
- 増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」の値に0.2%を加えた値(※2)

(※1) 入学時特別増額貸与奨学金および私立大学の医・歯・薬・獣医学課程に在学する人が基本月額を超えて受けた増額分。

(※2) 財政融資資金の利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます。

4. 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月(3月貸与終了の場合は4月)の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金(残元金のうち当月に返還すべき金額)とあわせて返還します。

(1) 返還据置期間の利子(据置期間利息)

返還据置期間(※)に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※貸与終了後や在学猶予(16ページ)期間終了後から、返還開始までの期間

(2) 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額(割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利息の分割額の合計額)は定額です。(最終回は端数の調整があります。また、利率見直し方式の場合は5年ごとに毎回の返還額が見直されます。)

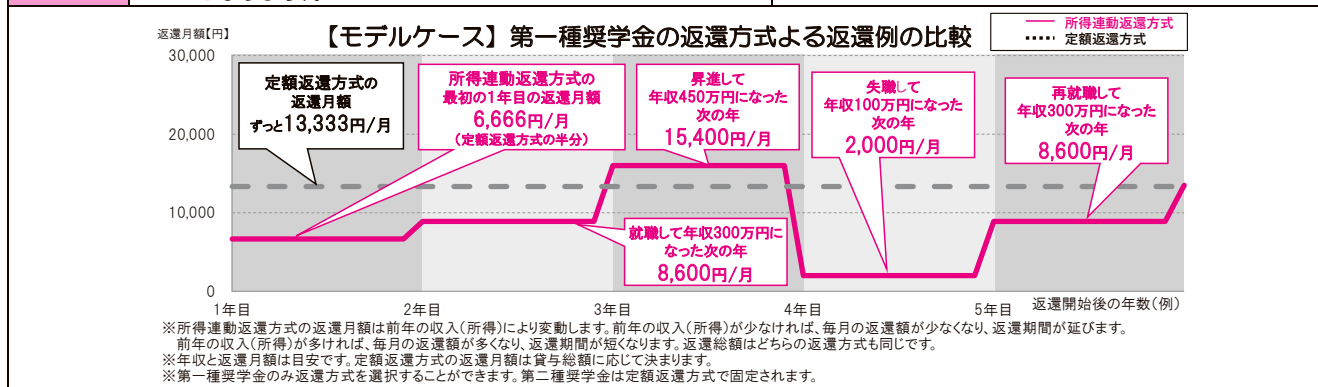
奨学金の返還期間・毎月の返還額は選択した返還方式及び割賦方法により決まります。

1. 返還方式の種類と概要

第一種奨学金は、「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれか1つを申込時に選択します。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみとなります。

返還方式	所得連動返還方式	定額返還方式
概要	所得に応じた月額で返還します	借りた総額に応じた月額で返還します。
モデルケース	年収：300万円→月額：約 8,600円 年収：450万円→月額：約 15,400円	5万円を4年間（240万円）借りた場合 →月額：約 13,333円 （15年間）
特長	所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、 将来のリスクに備えられます。	最後まで同じ月額で返還するので、 返還の計画がたてやすくなります。
説明	マイナンバーにより取得（返還2年目以降）した前年の所得情報に基づき、10月～翌年9月の返還月額を算出します。 注1 返還月額は「課税対象所得（課税総所得金額）×9%÷12」（1円未満の端数切り捨て）となります。算出した額が2,000円未満の場合、返還月額は2,000円となります。 注2 返還初年度の返還月額は定額返還方式で算出した返還月額の半額です。その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 注3 保証制度は機関保証（12ページ）の選択が必須です。 注4 返還期限猶予制度（16ページ）は利用できますが、減額返還制度（16ページ）は利用できません。 注5 あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。	貸与総額により返還期間（最長20年）が決まり、返還期間に応じて決まった額を返還します。 第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について、利率の算定方法（14ページ）を「利率見直し方式」とした場合、おおむね5年ごとの利率の見直しに伴い毎月の返還額も変動します。



※モデルケースの年収と返還月額は目安です。

※申込時に選択した返還方式は、進学時に提出する「進学届」にて変更できます（25ページ）。

※何らかの事情により奨学金申込時等にマイナンバーを提出していない場合、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。

2. 「定額返還方式」の割賦方法の選択

「定額返還方式」を選択した場合、進学後に提出する「返還誓約書」において、返還する際の割賦方法を選択します。なお、進学後、「返還誓約書」で決めた割賦方法は、原則として変更できません（23ページ）。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、残りの半分を半年賦（1月と7月）で返還する月賦と半年賦を併せた返還方法。 月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。


3. 繰上返還

貸与終了月の翌月から、繰上返還が可能です。

なお、有利子奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子がかかります。ただし、返還据置期間利息（14ページ）はかかりません。

1. 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願い出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願い出により月々の返還額を2/3、1/2、1/3、又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金は、減額返還制度は利用できません。 収入等の基準 給与所得の方（年間収入金額）：400万円以下 ※本人が扶養している子供の人数が2人の場合は500万円以下、3人以上の場合は600万円以下 給与所得以外の所得のある方（年間所得金額）：300万円以下 ※本人が扶養している子供の人数が2人の場合は400万円以下、3人以上の場合は500万円以下		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願い出により返還を先送りにする制度です。猶予年限特例の対象者は、通算猶予期間の制限なく利用が可能です（適用条件についてはJASSOホームページを参照してください）。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※願い出の事由による
	収入等の基準 給与所得の方（年間収入金額）：300万円以下 給与所得以外の所得のある方（年間所得金額）：200万円以下		
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願い出により返還が免除される場合があります。		

2. 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課	奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。
督促・請求	JASSO又はJASSOが委託した債権回収会社等から、文書・電話にて返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。
個人信用情報機関への登録	返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります（18ページ）。
延滞が長期にわたった場合	延滞が長期にわたった場合、返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）について全額一括での返還を請求（※）します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は、選択した保証制度に応じた対応となります（17ページ）。※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合、10月に返還開始）。貸与が終了する際は、所定の返還手続き（24ページ）を行うことが必要になります。
 なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度（16ページ）利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

奨学金の返還を延滞した場合

延滞の発生

○延滞金が賦課されます。（16ページ）

返還の督促

- 本人へ請求します。
 - 連帯保証人・保証人へ通知します（人的保証に限る）。
 - 機構が委託した債権回収会社等^{★1}が電話による督促をします。
 - 「本人以外の連絡先」に本人の住所等を照会します（機関保証に限る）。
- ↓
- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社^{★1}が本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
 - 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
 - 延滞3か月以上の場合、個人信用情報機関^{★2}に本人の個人情報を登録する対象となります（詳細は18ページ）。

機関保証の場合

（保証料を支払っている場合）

機構からの一括返還請求

○督促にもかかわらず返還に応じない場合は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に基づき、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を請求します。（「期限の利益の喪失」^{★4}）

代位弁済請求

○機構から保証機関（（公財）日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額について請求を行います。

保証機関からの請求・督促^{★5}

○代位弁済がなされた場合、（公財）日本国際教育支援協会から、あなたに代位弁済額の一括請求を行います（求償権の行使）。

強制執行

○返済に応じない場合は、（公財）日本国際教育支援協会が強制執行までの法的手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。

人的保証の場合

（連帯保証人・保証人を立てている場合）

一括返還請求
（支払督促申立予告）

○督促にもかかわらず返還に応じない場合は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に基づき、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を請求します。（「期限の利益の喪失」^{★4}）
 ○また、同時に支払督促申立の予告を行います。

支払督促申立

○民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。

仮執行宣言の申立

○支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、裁判所に仮執行宣言の申立をします。

強制執行

○仮執行宣言の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。

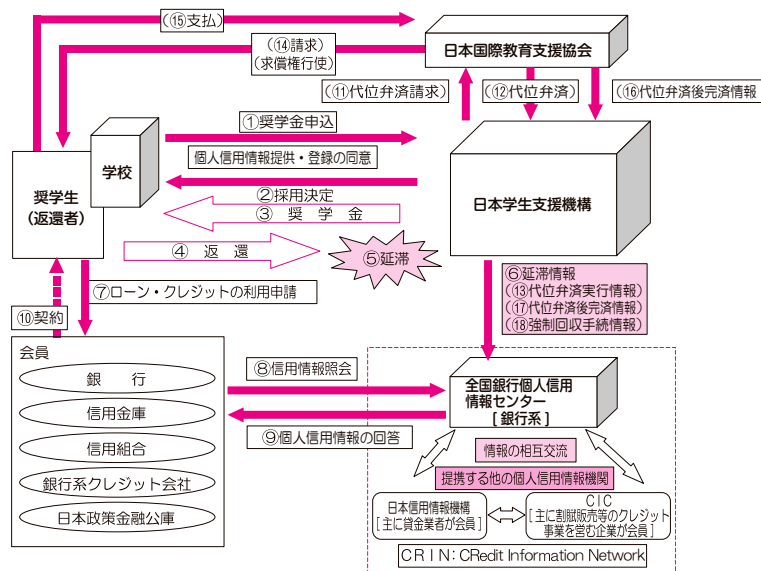
裁判所を通じた法的手続き^{★3}

★1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。
 ★2 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。
 ★3 支払督促申立以降に生じた手続き費用は、本人の負担になります。
 ★4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。
 ★5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については19ページをご覧ください。また、個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員による個人信用情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員（銀行等）からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員（銀行等）による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済請求～代位弁済後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫日本国際教育支援協会による代位弁済
- ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と連携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と連携する個人情報情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。

①機構が加盟する個人情報情報機関
全国銀行個人情報センター
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

②同機関と連携する個人情報情報機関
・(株)日本信用情報機構
<https://www.jicc.co.jp/>
・(株)シー・アイ・シー
<https://www.cic.co.jp/>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を終結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問はしてはいけません。

申込者

進学前

春～ 申込み

高等学校等から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要書類を高等学校等に提出します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申込み後、1週間以内にあなたと生計維持者のマイナンバー関係書類を
JASSOに簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等学校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込手続：必要」と通知された人のみ（21ページ）

○ 労働金庫の「入学時必要資金融資」の申込み

※入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者で、労働金庫からの融資を希望する人のみ（22ページ）
（進学先の大学等への納付）

採用候補者

進学後

春～ 進学（2025年4月以降）

○ 「採用候補者決定通知」等必要書類の提出

進学先の大学等に必要書類（23ページ）を提出し、進学届提出用のパスワードをもらいます。
海外大学に進学した場合は、JASSOに必要書類を提出します（32ページ）。

○ 「進学届」の提出

インターネットで「進学届」を提出します（貸与月額や保証制度等の変更が可能です）。

春～ 採用決定、奨学金の振込開始、返還誓約書の提出

「進学届」の提出時期に応じて、奨学金の振込みが始まります。

奨学生となった人には、在籍する大学等を通じて「奨学生証」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

在籍する大学等に提出します。

※人的保証の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び書類提出が必要です（23ページ）。

（毎月の奨学金の振込み）

○ 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）

○ 適格認定（毎年春）

(奨学金貸与中)

奨学生

貸与終了

貸与終了時には学校を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

○ 返還用振替口座の手続き

大学等の指示に従い手続きを行ってください。

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が開始されます。

（毎月の奨学金の返還（引落し））

(返還中)

返還者

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を高等学校等から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、進学前に必要な手続きがあります。**

1. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するものです。よって「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できませんので、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくこととなります。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	「国の教育ローン」	入学時特別増額貸与奨学金（※1）
「国の教育ローンの申込み： 不要 」（※1）	→	利用可
「国の教育ローンの申込み： 必要 」	申し込んで、利用できなかった	利用可（※2）
	申し込んで、利用できた	利用不可
	申し込めなかった	「進学届」にて辞退の手続きが必要です （25ページ）

（※1）予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

（※2）進学時に、借入申込書の控えのコピーや融資できない旨の通知書のコピー等の書類の提出が必要です（23ページ）。

「国の教育ローン」の概要

（2023年9月1日現在）

申込者	保護者
融資限度額	お子さま1人につき350万円以内
返済期間	18年以内
利率	年1.95%【固定金利】 ※母子・父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収（所得）が一定額以内の人は年1.55% ※利率は金融情勢によって変動しますので、お借入利率（固定）は、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	1年中（必要時期の2～3か月前がお申込みの目安です）
審査期間	10日前後（その後、融資実行（融資金の口座振込）までにさらに10日前後かかります）
申込手続	日本政策金融公庫の各支店への来店・郵送又はインターネットによる申込み
申込要件	①世帯の年間収入（所得）が、子どもの人数に応じて設定された上限額の範囲内であること ②借入申込金額が350万円以内であること ③用途が教育資金であること ④保護者等からの申込みであること ⑤公庫の定める融資対象校への進学であること



・日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など政府系金融機関が統合され、平成20年に設立された公的な金融機関です。

・最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

2. 労働金庫の「入学時必要資金融資」制度



本制度は国内大学等進学者のみ利用できます。海外大学進学者は利用できません（31ページ）。

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人に限り、希望により、労働金庫（ろうきん）が実施する「入学時必要資金融資」（入学時特別増額貸与奨学金のつなぎ融資）制度に申し込むことができます。

「入学時必要資金融資」制度の概要

「入学時必要資金融資」制度とは、**入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、進学前の**入学金・授業料を労働金庫が融資する制度です。奨学金は進学後に振込みが始まるため、進学前の入学金等には利用できません。労働金庫から受けた融資の返済は、**進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済**します。

（2023年9月1日現在）

申込者	採用候補者（合格が決定している人）
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。 <u>進学先に納入済のものは対象外</u> ）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度。 ※申込時に選択した金額を超えての融資は行えません。
融資方法	奨学金振込口座としてご開設いただいたご本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、ご本人名義にて直接振り込みます。 ※融資お申込後は、奨学金振込口座を他行に変更することはできません。
返済期間	入学時特別増額貸与奨学金の振込時に、奨学金振込口座からの引き落としにより、元金及び利子を一括して返済。
利率	年1.95%【固定金利】 ※利率は金融情勢によって変動するため、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	採用候補者として決定後（必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください）
審査期間	申込時期により異なります。
申込手続	労働金庫の各店舗への来店による申込み



- ・審査があるため、必ず利用できるというわけではありません。
- ・進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、この制度を利用できない場合があります（海外の学校に進学する方は融資の対象外となります）。
- ・最新の情報・詳細は、労働金庫のホームページをご覧ください。<https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>
- ・進学先に支払済みのものは対象になりません。

【留意点】

①労働金庫の「入学時必要資金融資」制度を利用するための手続き

労働金庫への申込みの際には、入学時特別増額貸与奨学金を利用できることを示す必要があります。

したがって、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み：必要」と判定された人は、労働金庫への申込み前に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の手続き（21ページ）を済ませて、進学時に提出する書類（23ページ）をそろえておく必要があります。

②奨学金振込口座

奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います（労働金庫を通じて行います）。

1. 必要書類と「進学届」の提出

進学後（2025年4月以降）進学先の学校が定める期限内に、進学先の学校に「採用候補者決定通知」等の必要書類を提出し、引き換えに交付される「ID・パスワード」により、インターネットにて「進学届」を提出します。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

必要書類	提出が必要な人
① 採用候補者決定通知【進学先提出用】	採用候補者全員
② 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（所定様式）	「採用候補者決定通知」に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要と記載されている人のみ
③ 融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

2. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、奨学生として正式に採用され、「奨学生証」等が交付されます。また、届け出た口座への奨学金の振込みが始まります。

3. 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」は、奨学金の貸与が始まる時に提出するものです。したがって、進学後、学校が定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」（借用証書）を提出します。



- ・期限までに提出しなかった場合は採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。
- ・機関保証の場合は「本人以外の連絡先」の人の署名が、人的保証の場合は連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）が、必要です。

機関保証の場合	人的保証の場合
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	① 連帯保証人の収入に関する証明書類
	② 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
	③ 「返還保証書」・資産等に関する証明書類 ※「代替要件」（13ページ）に該当する場合のみ必要



人的保証の場合、この段階になって連帯保証人等から断られることのないよう、申込みの時から依頼する予定の人によく説明して承諾を得ておいてください。

【給付奨学金あるいは授業料等減免を受けながら第一種奨学金を併せて利用する場合】

- ・併給調整により、第一種奨学金の貸与月額が0円となる場合がありますが、その場合も返還誓約書の提出は必要です。
- ・返還誓約書の借入金額は、「申込時の本人希望月額」と「採用時に確定した月額（併給月額）」のうち、いずれが高い月額に、採用時から貸与周期までの月数を乗じた額が印字されますが、併給調整等により貸与月額が変動する場合は、実際に貸与された奨学金の総額について返還義務を負います。

1. 奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願ひ出る「奨学金継続願」をインターネットにて提出します。



学校が定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

2. 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、在学する大学等により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認され、機構に報告されます。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。

3. 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
退学	在学する大学等を退学したとき。
廃止	成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

4. 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、内容を確認します。同時に、返還用振替口座を登録する手続きをします。

5. 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や住所を変更した場合は、必ずJASSOに連絡し必要な手続きを行ってください。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

資料①

奨学金に関する事項の選択・変更

申込時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きがあります。

事項	時期	時期					
		申込時	進学届 提出時	返還誓約書 提出時	貸与中 (返還誓約書提出後)	貸与 終了時	返還中
① 第一種奨学金・第二種奨学金の貸与月額（4ページ）		選択	変更可	変更不可	変更可		
② 通学形態			選択 ※1		変更可 ※1		
③ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（4ページ）		選択	変更可 ※2 ※3				
④ すべての奨学金の辞退			可 ※4	変更不可	可		
⑤ 第一種・第二種併用貸与の片方の辞退			可	変更不可	可		
⑥ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退			可 ※2 ※3				
⑦ 保証制度（12ページ）		選択	変更可	変更可 ※5	変更可 ※5	変更不可	変更可 ※5
⑧ 連帯保証人・保証人（13ページ）			届出	変更可	変更可 ※6	変更不可	変更可 ※6
⑨ 本人以外の連絡先（12ページ）			届出	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑩ 奨学金振込口座（11ページ）			届出 ※2	変更不可	変更可		
⑪ 利率の算定方法（14ページ）		選択	変更可 ※3	変更不可	変更可 ※3		
⑫ 返還方式（15ページ）		選択	変更可	変更不可	変更可 ※8	変更不可	変更可 ※8 ※9
⑬ 割賦方法（15ページ）				選択 ※7	変更不可	変更不可	変更不可
⑭ 返還金振替口座（11ページ）						届出	変更可

※1 給付奨学金に併せて第一種奨学金を希望する場合「自宅外通学」を選択した場合でも、自宅通学の月額からの振込み開始となります。詳しくは給付奨学金案内9ページをご確認ください。

※2 労働金庫の「入学時必要資金融資」（22ページ）を受けた場合、入学時特別増額貸与奨学金の額を融資額より少なくすること（辞退を含む）はできず、また奨学金振込口座は労働金庫の指定する口座にする必要があります。

※3 「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

※4 「進学届」を期限までに提出しなければ辞退したものと扱います。

※5 「進学届」提出後は、「機関保証」から「人的保証」への変更はできません。

※6 連帯保証人・保証人の死亡等、やむを得ない事情がある場合に限りです。

※7 「返還誓約書」提出時に選択した割賦方法は、その後は原則として変更できません。

※8 「人的保証」の場合、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更には「機関保証」への変更が必要です。

※9 貸与終了後は、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。

資料②

奨学金の返還例

「第一種・第二種併用貸与」や「月賦・半年賦併用返還」、「所得連動返還方式」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、JASSOホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。



(1) 第一種奨学金

貸与月額	学校種別	国公私の別	通学形態	貸与年数	貸与総額	返還期間	返還回数	月賦返還額
30,000円	大学・短大・専修 (専門) 共通	国公立 共通	自宅・自宅外 共通	2年	720,000円	9年	108回	6,666円
				3年	1,080,000円	12年	144回	7,500円
				4年	1,440,000円	13年	156回	9,230円
				6年	2,160,000円	14年	168回	12,857円
45,000円	大学・短大・専修 (専門) 共通	国公立	自宅	2年	1,080,000円	12年	144回	7,500円
				3年	1,620,000円	13年	156回	10,384円
				4年	2,160,000円	14年	168回	12,857円
				6年	3,240,000円	19年	228回	14,210円
51,000円	大学・短大・専修 (専門) 共通	国公立	自宅外	2年	1,224,000円	12年	144回	8,500円
				3年	1,836,000円	14年	168回	10,928円
				4年	2,448,000円	15年	180回	13,600円
				6年	3,672,000円	20年	240回	15,300円
53,000円	短大・専修(専門)	私立	自宅	2年	1,272,000円	12年	144回	8,833円
				3年	1,908,000円	13年	156回	12,230円
54,000円	大学	私立	自宅	4年	2,592,000円	15年	180回	14,400円
				6年	3,888,000円	20年	240回	16,200円
60,000円	短大・専修(専門)	私立	自宅外	2年	1,440,000円	13年	156回	9,230円
				3年	2,160,000円	14年	168回	12,857円
64,000円	大学	私立	自宅外	4年	3,072,000円	18年	216回	14,222円
				6年	4,608,000円	20年	240回	19,200円

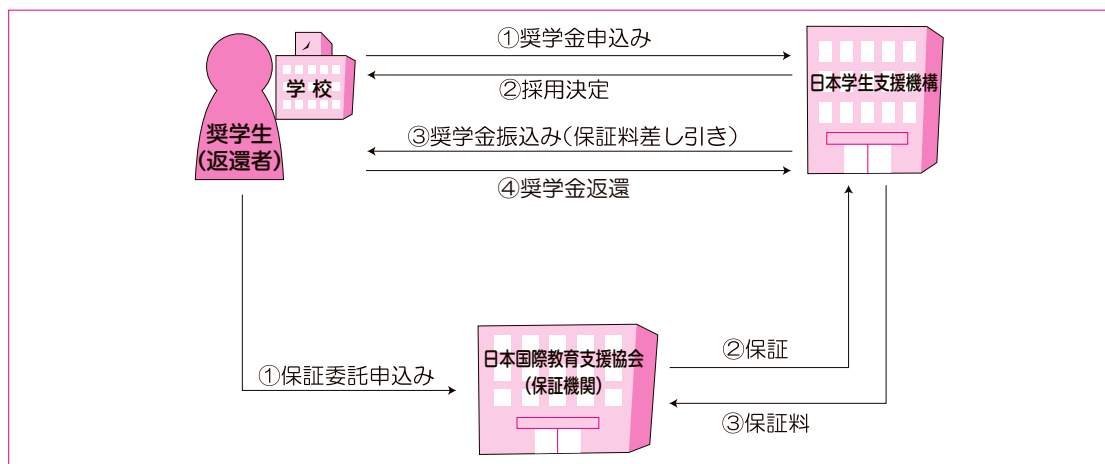
(注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注2) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象額(課税総所得金額)の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

(2) 第二種奨学金

貸与月額	貸与年数	貸与総額	返還期間	返還回数	返還利率1.005% (注1) の場合		返還利率3.0% (上限) の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
30,000円	2年	720,000円	9年	108回	756,850円	7,007円	833,004円	7,713円
	3年	1,080,000円	12年	144回	1,152,143円	8,000円	1,303,191円	9,050円
	4年	1,440,000円	13年	156回	1,543,745円	9,895円	1,761,917円	11,293円
	6年	2,160,000円	14年	168回	2,326,986円	13,851円	2,679,629円	15,950円
50,000円	2年	1,200,000円	12年	144回	1,280,162円	8,890円	1,448,002円	10,055円
	3年	1,800,000円	13年	156回	1,929,694円	12,369円	2,202,404円	14,117円
	4年	2,400,000円	15年	180回	2,598,184円	14,434円	3,018,568円	16,769円
	6年	3,600,000円	20年	240回	3,993,042円	16,637円	4,844,592円	20,185円
80,000円	2年	1,920,000円	13年	156回	2,058,345円	13,194円	2,349,227円	15,059円
	3年	2,880,000円	16年	192回	3,133,053円	16,317円	3,672,102円	19,125円
	4年	3,840,000円	20年	240回	4,259,255円	17,746円	5,167,586円	21,531円
	6年	5,760,000円	20年	240回	6,388,955円	26,620円	7,751,445円	32,297円
100,000円	2年	2,400,000円	15年	180回	2,598,184円	14,434円	3,018,568円	16,769円
	3年	3,600,000円	20年	240回	3,993,042円	16,637円	4,844,592円	20,185円
	4年	4,800,000円	20年	240回	5,324,100円	22,183円	6,459,510円	26,914円
	6年	7,200,000円	20年	240回	7,986,212円	33,275円	9,689,270円	40,372円
120,000円	2年	2,880,000円	16年	192回	3,133,053円	16,317円	3,672,102円	19,125円
	3年	4,320,000円	20年	240回	4,791,664円	19,965円	5,813,549円	24,222円
	4年	5,760,000円	20年	240回	6,388,955円	26,620円	7,751,445円	32,297円
	6年	8,640,000円	20年	240回	9,583,467円	39,931円	11,627,154円	48,446円

(注1) 2023年11月貸与終了者の利率(利率固定方式)です。(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。



- ① あなたがJASSOに奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という。）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、JASSOが奨学生として採用します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。
- ③ JASSOは、奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、JASSOがあなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利子（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。JASSOに対し約束どおりの返還をしていただきます。
- ⑤ 返還を延滞した場合については、16ページを参照してください。

万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることとなります。

※次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ・奨学金を繰上返還（15ページ）し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除（16ページ）の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座です。

ただし、死亡による返還免除の場合は、JASSOに「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。

<https://kikanhosho.jees.or.jp/>

保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率（第一種奨学金を除く）、返還期間等により異なります。

2025年度採用者の保証料は、2025年4月頃に決定する予定です。あなたが大学等進学後に所定の手続きを行い、正式に奨学生として採用された後に交付される「奨学生証」にてあなたの保証料をお知らせします。

最新の情報及び記載例以外の場合については、次の二次元コードからJASSOのホームページでご確認ください。

第一種奨学金の
保証料の目安



第二種奨学金の
保証料の目安



【参考】2023年度採用者の保証料目安（第一種奨学金）

以下の保証料は、2023年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、同奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

（1）第一種奨学金

（2023年度採用者 保証料目安抜粋）

校種別	区分		貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
	国公私立別	通学形態					
短大・専修 （専門） 【2年制】	国公立共通	自宅・自宅外共通	20,000円	2年	480,000円	108回	469円
	国公立	自宅	45,000円		1,080,000円	144回	1,365円
		自宅外	51,000円		1,224,000円	144回	1,547円
	私立	自宅	40,000円		960,000円	120回	1,032円
		自宅外	40,000円		960,000円	120回	1,032円
短大・専修 （専門） 【3年制】	国公立共通	自宅・自宅外共通	20,000円	3年	720,000円	108回	462円
	国公立	自宅	45,000円		1,620,000円	156回	1,442円
		自宅外	40,000円		1,440,000円	156回	1,282円
	私立	自宅	40,000円		1,440,000円	156回	1,282円
		自宅外	50,000円		1,800,000円	156回	1,602円
大学 【4年制】	国公立共通	自宅・自宅外共通	20,000円	4年	960,000円	120回	500円
	国公立	自宅	45,000円		2,160,000円	168回	1,515円
		自宅外	40,000円		1,920,000円	156回	1,262円
	私立	自宅	40,000円		1,920,000円	156回	1,262円
		自宅外	50,000円		2,400,000円	180回	1,786円

（2）第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金

（2023年度採用者 保証料目安抜粋）

区分	貸与額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
（すべて共通）	100,000円	1か月	100,000円	36回	1,027円
	200,000円		200,000円	72回	3,958円
	300,000円		300,000円	84回	6,858円
	400,000円		400,000円	120回	12,716円
	500,000円		500,000円	120回	15,895円

【参考】2023年度採用者の保証料目安（第二種奨学金）

(3) 第二種奨学金

(2023年度採用者 保証料目安抜粋)

貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
30,000円	2年	720,000円	108回	838円
50,000円		1,200,000円	144回	1,815円
80,000円		1,920,000円	156回	3,119円
100,000円		2,400,000円	180回	4,423円
120,000円		2,880,000円	192回	5,614円
30,000円	3年	1,080,000円	144回	1,072円
50,000円		1,800,000円	156回	1,920円
80,000円		2,880,000円	192回	3,687円
100,000円		3,600,000円	240回	5,576円
120,000円		4,320,000円	240回	6,691円
30,000円	4年	1,440,000円	156回	1,134円
50,000円		2,400,000円	180回	2,145円
80,000円		3,840,000円	240回	4,392円
100,000円		4,800,000円	240回	5,491円
120,000円		5,760,000円	240回	6,589円
140,000円		6,720,000円	240回	7,694円
140,000円	6年	10,080,000円	240回	7,462円
160,000円		11,520,000円	240回	8,532円

(注) 貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 4 万円（医学又は歯学）又は 2 万円（薬学又は獣医学）の増額貸与を希望する場合に限りです。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30 万円を選択した場合）

(2023年度採用者 保証料目安抜粋)

貸与月額	貸与期間	入学時特別増額貸与奨学金の額	貸与総額	返還回数	保証料月額	増額分の保証料額
30,000円	2年	300,000円	1,020,000円	132回	1,008円	10,080円
50,000円			1,500,000円	156回	1,951円	11,706円
80,000円			2,220,000円	168回	3,332円	12,498円
100,000円			2,700,000円	180回	4,426円	13,278円
120,000円			3,180,000円	216回	6,217円	15,543円
30,000円	3年		1,380,000円	144回	1,073円	10,734円
50,000円			2,100,000円	180回	2,180円	13,080円
80,000円			3,180,000円	216回	4,082円	15,309円
100,000円			3,900,000円	240回	5,578円	16,734円
120,000円			4,620,000円	240回	6,693円	16,734円
30,000円	4年		1,740,000円	156回	1,135円	11,355円
50,000円			2,700,000円	180回	2,146円	12,879円
80,000円			4,140,000円	240回	4,395円	16,482円
100,000円			5,100,000円	240回	5,493円	16,479円
120,000円			6,060,000円	240回	6,591円	16,479円
140,000円		7,020,000円	240回	7,695円	16,491円	
140,000円	6年	10,380,000円	240回	7,463円	15,993円	
160,000円		11,820,000円	240回	8,534円	16,002円	

(注1) 貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 4 万円（医学又は歯学）又は 2 万円（薬学又は獣医学）の増額貸与を希望する場合に限りです。

(注2) 表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人情報取扱いに関する同意書)、確認書兼個人情報取扱いに関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人情報取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

海外大学への進学を希望する方へ（海外大学での奨学金利用上の注意点）

海外大学への進学にあたり貸与奨学金の利用を希望される方に、国内大学の奨学金制度とは異なる点について説明します。

奨学金制度①

貸与奨学金の種類

（国内2、4、21ページ）

海外大学で利用できる奨学金は、**第二種奨学金（+入学時特別増額貸与奨学金）のみ**です。

第二種奨学金の採用候補者であれば、海外大学に進学した場合に奨学金を利用することができます。

（以下、この奨学金を「第二種奨学金（海外）」と言います。）

第一種奨学金・給付奨学金は、海外大学では利用できませんのでご注意ください。

※医学・歯学・薬学・獣医学課程での増額貸与制度（月額12万円+4万円（2万円）増額）は、対象外です。

※労働金庫の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）制度は、対象外です。



奨学金制度②

海外大学の貸与対象校

（国内3ページ）

第二種奨学金の採用候補者となった人が、海外大学に進学して奨学金（第二種奨学金（海外））を利用することができる学校・コースは、次の表のとおりです。



大学	正規の課程（学位取得課程）に進学する必要があります。学位とは、大学ではBachelor's Degree（学士号）のことです。学位取得を目的としない場合は、対象外です。
短期大学	短期大学では Associate Degree（準学士号）の学位取得課程、又は Transfer Course（編入学コース）への進学が必要です。また、海外の短期大学を卒業（修了）後、1年以内に学士号取得を目的として海外の大学に編入学を予定している場合に限り、短期大学のみで留学を終える予定の場合は、対象外です。
ファンデーションコース	日本の教育制度との相違から、大学入学前に留学生に対してファンデーションコース（大学入学準備コース）の修了が義務付けられている国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等）に留学する場合に限り、ファンデーションコースからの奨学金貸与が認められます。 ※イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等の大学学位取得目的でマレーシアのファンデーションコースに行く場合は、ファンデーションコースからの奨学金貸与が認められます。ただし、マレーシアの大学で学位を取得する場合はマレーシアのファンデーションコースは貸与対象外です。 ※ファンデーション修了後に得られる資格が中等教育修了資格である場合（カナダのOSSD資格等）も、貸与対象外です。



- ・語学コース（ESL等）、予備コース、語学学校、専門学校、職業訓練校、海外大学の日本校（下記の表以外）は**対象外**です。
- ・短期大学・ファンデーションコース等へ進学する場合、進学当初の奨学金の貸与期間は、短期大学・ファンデーションコース修了までとなります。学部正規課程へ編入後に、所定の手続きが必要です。編入手続き後、JASSOの審査が終了するまでの間は、奨学金の振込みが止まります。
- ・TAFE（オーストラリア）：学士号を取得する場合には大学相当として扱います。TAFEを卒業後、海外の大学に編入学する場合、短期大学相当として扱います。
- ・IBT（オーストラリア）：1年課程を修了すると提携大学の2年次に直接編入学できる場合、IBT1年課程在籍期間は大学課程の1年次相当として扱います。

第二種奨学金（海外）を利用できる海外大学の日本校は、次の表のとおりです。

海外大学の日本校	○テンブル大学ジャパンキャンパス ○天津中医薬大学中薬学院日本校 ○北京語言大学東京校 ○上海大学東京校 ○レイクランド大学ジャパン・キャンパス	○暨南大学日本学院 ○アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営大学院日本校 ○深圳大学東京学院
海外短期大学の日本校	○テンブル大学ジャパンキャンパス	○レイクランド大学ジャパン・キャンパス

○進学年度について

国内の高等学校等から、**2025年度（2025年4月～2026年3月）に海外大学へ進学**をする場合に、第二種奨学金（海外）を利用することができます。第二種奨学金（海外）の貸与期間は、学位取得のための入学年月から、修業年限の終期までとなります。



国内の高等学校等を2025年3月に卒業見込みの方【限定】

国内の高等学校等を2025年3月に卒業見込みの方のみ、海外大学の入学が**2025年1月～3月**になる場合も、対象となります。なお、第二種奨学金（海外）の貸与始期は2025年4月になりますのでご承知おきください。

奨学金制度③

保証制度について

（国内12、13ページ）

第二種奨学金（海外）では、保証制度は「**機関保証制度**」「**人的保証制度**」への両方の加入が必要です。

- ・ 予約採用申込時点では進学先（国内大学等・海外大学）を限定していないため、どちらか一方の保証制度を選択して申し込みますが、海外大学進学後に提出する「進学届」において、「機関保証制度」「人的保証制度」の両方の情報を入力します（「申込みのてびき」15ページ）。
- ・ 採用後に提出する「返還誓約書」において、連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書、連帯保証人の収入に関する証明書類、保証依頼書等の添付が必要です。
- ・ **貸与月額から保証料を差し引いた金額が、あなた本人名義の口座に振り込み**されます。
- ・ あなたが奨学金の返還を延滞した場合、連帯保証人・保証人はあなたに代わって返還をする義務があります。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となります（「分別の利益」）。



本人以外の連絡先（国内連絡者）について

あなたが海外の大学等に**進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。**

「進学届」手続き時に、連帯保証人（原則として、父または母）となる方を、「国内連絡者」として選任していただきます。

国内連絡者： 返還誓約書・異動届・適格認定等の連絡・提出のやりとりを行います

奨学金の手続き①

進学後の手続き

（国内23ページ）

提出物は JASSO へ送付（またはインターネット提出）いただくことになります。また、JASSO からの配付物は、国内連絡者に送付されます。

1. 必要書類の提出

進学日から3か月以内に、JASSO に以下の書類を提出してください。JASSO での書類確認が終了した後、進学届提出用のパスワードが交付されますので、インターネットで進学届を提出します。

- ・ 採用候補者決定通知【提出用】
- ・ 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」および融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文のコピー【該当者のみ】
- ・ 留学計画書
- ・ 入学許可証、在籍証明書、履修証明書のコピー及び日本語訳
- ・ アカデミックカレンダー及び日本語訳
- ・ 進学届下書き用紙

2. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」提出後、不備なく審査が完了した場合、1～2か月後に奨学金の振込開始となります。
初回振込後、原則として当該月の下旬を目途に、奨学生証・返還誓約書を国内連絡者宛に送付します。

3. 返還誓約書の提出

国内連絡者に返還誓約書を送付します。記入・必要書類添付のうえ、JASSO が指定する先に提出をしてください。本人の自署、保証依頼書、連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書、連帯保証人の収入に関する証明書類等の添付が必要です。

「返還誓約書」の添付書類
① 「保証依頼書（兼保証委託契約書）」
② 連帯保証人の収入に関する証明書類
③ 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
④ 「保証人の選任に係る事情書」 ※保証人が「採用時に65歳未満の人」でない場合のみ必要
⑤ 「返還保証書」・資産等に関する証明書類 ※「代替要件」（13ページ）に該当する場合のみ必要



- ・期限までに提出しなかった場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。
- ・提出時期になって保証人等から断られることのないよう、奨学金の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

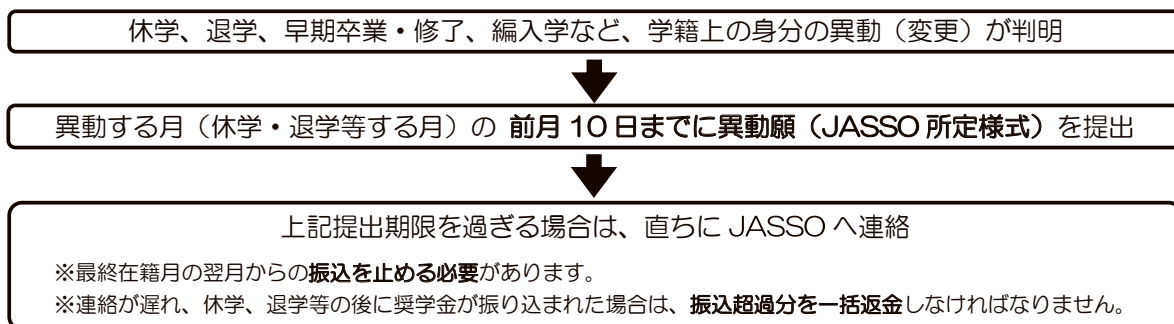
奨学金の手続き②

奨学金貸与中の手続き（国内24ページ）

1. 異動手続き（休学、退学、早期卒業・修了、編入学など）

【休学、退学、早期卒業・修了、編入学する場合の手続き】

在学中に、休学、退学、早期卒業・修了、編入学など学籍上の身分に異動（変更）がある場合は、必ず奨学金の振込を止める手続きが必要です。手続きが遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。



- ・短期大学、ファンデーションコース等へ進学する場合、進学当初の奨学金の貸与期間は短期大学等卒業（修了）までとなります。短期大学等を早期卒業・修了する場合は、最終在籍月の翌月から奨学金の振込を止める必要がありますので、必ず JASSO へご連絡ください。
- ・短期大学、ファンデーションコース等進学者が、四年制大学（又は学部正規課程）において奨学金の貸与を継続するためには、「編入学奨学金継続願」等の書類を提出し、編入学先（又は進学先）での貸与の可否について審査を受ける必要があります。
なお、短期大学、ファンデーションコース等修了後、1年以内に進学し四年制大学（又は学部正規課程）での奨学金貸与の可否について審査が完了するまでの間、奨学金の振込は止まります。

2. 奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」は11月中旬を目処に、国内連絡者へ送付します。「奨学金継続願」の提出後、JASSOにより、奨学生としての適格性が保たれていることが確認された場合は、次年度も引き続き奨学金の貸与を受けることが可能です。

資料①

保証料（目安）について

（国内28ページ）

保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。2025 年度採用者の保証料は、2025 年 4 月頃に決定する予定です。

最新の情報及び記載例以外の場合については、右の二次元コードから JASSO のホームページでご確認ください。



【参考】2023 年度採用者の保証料目安（第二種奨学金（海外））

貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
30,000円	4年	1,440,000円	156回	1,134円
50,000円		2,400,000円	180回	2,145円
80,000円		3,840,000円	240回	4,392円
100,000円		4,800,000円	240回	5,491円
120,000円		5,760,000円	240回	6,589円

第二種奨学金（海外）と入学時特別増額貸与奨学金(30万円)を選択した場合)

貸与月額	貸与期間	入学時特別増額貸与奨学金	貸与総額	返還回数	保証料月額	増額分の保証料額
30,000円	4年	300,000円	1,740,000円	156回	1,135円	11,355円
50,000円			2,700,000円	180回	2,146円	12,879円
80,000円			4,140,000円	240回	4,395円	16,482円
100,000円			5,100,000円	240回	5,493円	16,479円
120,000円			6,060,000円	240回	6,591円	16,479円

資料②

海外安全情報について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

進学届提出時に、留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル 3 以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル 3 以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。また、旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



資料③

第二種奨学金（海外）在学採用について

予約採用以外に、海外大学進学後に第二種奨学金（海外）にお申込みいただける「在学採用」の制度もあります。スケジュール等の詳細については、JASSO のホームページでご確認ください。

【第二種奨学金（海外）在学採用の申込方法】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_zaigaku/2shu_kaigai.html



～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率など、様々な条件で将来の返還額や返還回数の試算ができます。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご利用ください。



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。

詳しくはJASSOのホームページにて確認してください。

①地方公共団体による奨学金の返還支援



②企業による奨学金返還支援（代理返還）



【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。